

## EU域外事業者のEU VAT 還付申請の提出期限が 2018年6月30日に迫る

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

2017年に欧州で付加価値税(VAT)の支出があったEU域外事業者は、所定のルールに沿って当該EU加盟国に還付申請することにより、VAT還付を受けられる可能性があります。一般に、EU域外事業者による還付申請は暦年終了後6カ月以内に提出する必要があり、大半のEU加盟国の申請提出期限は2018年6月30日です。したがって、納税者は還付申請に必要な情報を直ちに収集する必要があります。

多くの多国籍企業において、設立国又はVAT登録国以外の国でVATの支払いが発生しています。例えば、見本市や会議、食事や宿泊、出張、交通費や燃料費、接待、マーケティング費用や広告費用、専門サービス、通信、印刷材料や文房具、及び研修などについて海外VATの支払いが発生する場合があります。多額の事業活動経費についても、海外VATの還付は問題となる可能性があります。

VAT還付の仕組みが存在する一方で、非居住者である事業者にとって実際に要件を満たすのは困難な場合があります。すべての国で非居住者へのVAT還付が認められているわけではなく、また、すべての費用項目に対するVAT還付が認められているわけでもありません。さらに、税務当局は還付の承認にあたって厳格な基準を適用しています。海外VATの還付における障害としては、様々な国・地域におけるVATルールの理解不足、難しい行政手続き、言葉の壁、申請を裏付ける書類の不備又は誤り、及び重要な締め切りに間に合わないことなどが挙げられます。このため、事前に計画を立て、詳細な規則を理解したうえで、申請を適切に行うことにより、事業活動経費に係るEUのVATの還付確率が改善されると考えられます。

## 詳細

### EU第13号VAT指令 — 誰が利用できるか？

EU第13号VAT指令は、EU域外で設立された企業に対して、EU加盟28カ国<sup>1</sup>で生じるVATの還付を受ける権利を付与するものです。ノルウェーとスイスでも、類似した還付制度が、当該国で生じる経費に対して適用されています。EU域外に登記されている事業者は、以下のすべての要件を満たすことで、EUで支払ったVATの還付申請のために第13号指令を利用することができます。

- ▶ 事業者がEU域内でVAT登録を行っていない、VAT登録を行う義務を負っていない、もしくはVAT登録を行う資格がないこと
- ▶ EU域内に事業拠点を有していないこと
- ▶ EU域内で供給を行っていないこと(国際物品運送に関連する輸送サービス又は、VAT納付義務がEUにおける供給先受益者に生じる役務の提供を除く)

また、還付申請が認められる費用は、その事業活動がEU域内で実施される場合にVAT課税対象となる事業者により生じるものである必要があります。例として、EUでは金融サービスは一般に非課税となっており、例えばインドで設立された銀行はEUのVAT法においてVAT還付対象事業者とみなされないため、全面的なVAT還付が認められない可能性があります。ただし、VAT還付の可否は申請者の実際の事業活動に大きく左右されるため、必ずしも簡単に判断できる問題ではありません。

### 適格費用

還付申請対象となるのは、事業関連費用に係るVATに限られません。したがって、当還付手続きの下で、個人的な支出は還付されません。また、一部の事業経費はVAT還付対象にならない場合があります。

EU各加盟国は、還付申請対象となり得る費用の種類について独自の規則を有しており、当該規則は国によって大きく異なる場合があります。例えば、一部の加盟国はホテルの宿泊代や燃料費に関するVAT還付は認めていません。一般的に、還付申請対象となるのは、事業活動が現地で実施される場合に控除可能な費用である必要があります。例えば、現地企業による接待費に係るVAT控除が認められない場合、当該加盟国で発生した接待費についてEU域外事業者はVAT還付申請を行うことはできません。

### 非EU加盟国との互惠関係

また、一部のEU加盟国は、還付申請を行うEU域外事業者の居住国で課せられる売上税について、EUの事業者に対して類似の還付が認められることを要件としています。これは「互惠」主義と呼ばれています。このため、EU域外の当該国が非居住者に対してVATを課さない場合、又は現地VATを還付しない場合、当該国の事業者は一部のEU加盟国で発生したVATについて還付申請できない場合があります。しかしながら、すべてのEU加盟国がこのルールを同じ方法で適用しているわけではない点に留意が必要です。

### EU第13号VAT指令の申請書

還付申請対象期間は加盟国によって異なりますが、一般に年次還付申請が認められています。EU域外事業者を対象とするEUのVAT還付プロセスは、現在のところおおむね書面に基づくシステムとなっています。事業者がVAT還付申請を行う場合、対象国ごとに別個の申請書を提出しなければなりません。申請書は一般に、当該加盟国の税務当局のウェブサイトから印刷できますが、必要事項を記入した上でインボイス原本とともに提出しなければなりません。申請書を現地の言語で記入する必要がある場合に、問題が生じる場合があります。

こうした要件を満たすために、申請国におけるサポートが必要な場合があります。

### 締め切り

一般に、年次還付申請の締め切りは、費用が発生した暦年の翌年の6月30日です。つまり、2017年度還付申請(2017年1月1日から2017年12月31日まで日付のインボイス)の提出期限は2018年6月30日となります。ただし、申請対象期間と締め切りについては特定の例外があります。英国では、EU域外事業者のVAT還付申請は、7月1日から6月30日までの「特定年度」に基づきます。英国における年次還付申請の提出期限は、当該特定年度末の6カ月後(すなわち、12月31日)となっています。各EU加盟国が設定する提出期限は確定的な日付であり、期日を過ぎた申請は認められていません。この厳格な期限は、外国企業が還付申請要件を満たす上での課題の1つです。

## 巻末注

1. オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
古市 泰之	マネージャー	yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報取り扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 201806013

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)